

四万十市シニアネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 四万十市シニアネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県四万十市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の社会参加・社会貢献の推進のためにシニア世代への
(1)パソコンの基礎知識の普及(2)パソコンの実用的な利用の推進(3)パソコンを通じて高齢者が集い交流を深め仲間をつくり、生甲斐を見つけて元気に明るく過ごして頂くことを推進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①パソコン初心者講習会の開催事業
 - ②「シニアの為のパソコン教室」開催事業
 - ③パソコン初心者対象の家庭教師派遣事業
 - ④高齢者と子供のふれあいの場づくり事業
 - ⑤行政・その他の市民団体とのネットワークづくり事業
 - ⑥その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的・活動に賛同して入会し、この法人が開催する講習会や勉強会に継続して参加を希望する個人
- (2) 準会員 この法人の目的・活動に賛同して入会し、この法人が開催する講習会や勉強会に随時、参加を希望する個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的・活動に賛同し、事業を支援する個人、法人及び団体

(入会)

第7条 この法人の会員になるための入会条件は、特に定めないものとする。
2、この法人の会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により申し込むものとし法人は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3、法人は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する事ができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の調和を乱し、または学習の妨害になる様な行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2、理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4、監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事は出来ない。

(職 務)

第15条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2、理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 3、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
- 5、監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2、前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する事ができる。この場合、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2、規定内であっても実務に従事しない役員は無報酬とする。

3、役員には、その職責を執行するために要した費用を弁償することができる。

4、前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

2、理事長は、知識・技能が有ると認められる者をサポーターに任命し、この法人の職員として会員の学習支援に当たらせることができる。

3、職員の任免及び職員の給与額については、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 総会はこの法人の最高議決機関であり、その種別は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

準会員及び賛助会員は総会に出席して意見を述べる事が出来る。ただし、議決権は有しない。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算ならびにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において

同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2、臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2、理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、

ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2、総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

3、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2、やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任する事ができる。

3、前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者が有る場合には、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3、前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議が有ったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長か理事長から指名された理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3、前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者の内、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この法人の定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1、この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2、この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川山 芳輝
副理事	伊與田 至孝
理事	加地 照美
理事	大橋 壽美代
理事	山本 映子
監事	尾崎 久美子
監事	山沖 孝子

- 3、この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年度に開催される総会終了時までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から平成30年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金は徴収しない。
 - (2) 正会員 ☆会費：月額3,000円
 - (3) 準会員 ☆会費：月額1,500円
 - (4) 賛助会員個人 会費1口5,000円(年間)
 - (5) 賛助会員法人団体 会費1口10,000円(年間)